

議案第百二号

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年十一月二十七日

提出者 港区長 清 家 愛

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

港区街づくり推進事務手数料条例（平成十二年港区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表一の部五十の六の項中「第三百三十七条の十二第六項」を「第三百三十七条の十二第十一項」に改め、同部五十の七の項中「第三百三十七条の十二第七項」を「第三百三十七条の十二第十二項」に改め、同部六十一の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第二百五条第一項」を「第六十三条の五十九第一項」に、「容積率に」を「容積率又は各部分の高さに」に、「要除却認定マンション」を「要除却認定マンション」に、「の容積率の」を「又は要除却等認定マンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さの」に改め、同部六十二の項中「第五条の四」を「第五条の十四」

に改め、同部六十三の項中「第五条の六第一項」を「第五条の十六第一項」に改め、同部六十四の項中「第五条の七第一項」を「第五条の十七第一項」に、「第五条の七第二項」を「第五条の十七第二項」に、「第五条の四」を「第五条の十四」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表一の部六十一の項の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

（説 明）

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）等の施行によるマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）等の一部改正に伴い、マンションの建替え又は更新をする場合の高さ制限の特例に係る手数料等を定めるため、本案を提出いたします。